

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県、豊橋市及び蒲郡市

### 2 構造改革特別区域の名称

国際自動車トレード特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

豊橋市の区域の一部（三河港神野、明海地区等別添「付近見取図（図面B）」のとおり）及び蒲郡市の区域の一部（三河港蒲郡地区）

### 4 構造改革特別区域の特性

三河港は、日本のほぼ中央に位置することから首都圏や近畿圏もカバーできるという地理的優位性もあり、昭和 50 年代からトヨタ、三菱、スズキの国内主要自動車メーカーが輸出拠点化を図るとともに、昭和 63 年にプジョー車の輸入が開始されて以降、平成 2 年にはメルセデス・ベンツ、その翌年にはフォルクスワーゲンといった海外自動車メーカーが三河港から完成自動車の輸入を開始し、平成 4 年にはフォルクスワーゲンアウディ日本(株)（現フォルクスワーゲングループジャパン(株)）が本社を東京から豊橋に移すまでになった。その後もフィアットやプジョー・シトロエン・ジャポンが陸揚げの拠点を移すなど、欧米の主要自動車メーカーが輸入拠点としての整備を進め、三河港は世界的な自動車港湾に成長している。

こうした背景により、完成自動車の輸入実績においては、三河港は平成 5 年から 25 年連続して、輸入台数及び金額ともに日本一となっており、三河港の平成 29 年の完成自動車輸入実績は、189,969 台で、全国の取扱台数の約 53 パーセントを占めている。

現在、三河港の明海地区（豊橋市明海町）では、企業専用岸壁から、フォルクスワーゲンをはじめ海外 5 ブランドの外国車を陸揚げしており、地区内に立地する整備工場やモータープールへ自動車の回送を行っている。

また、神野地区（豊橋市神野ふ頭町及び神野西町一丁目）では、メルセデス・ベンツをはじめ海外 12 ブランドの外国車の陸揚げを行っており、地区内に立地する整備工場やモータープール等へ自動車の回送を行っているほか、国産車ではスズキ(株)の輸出拠点ともなっている。

一方、蒲郡地区（蒲郡市浜町）は、三菱自動車工業(株)の積み出し拠点とな

っており、工場からモータープール等へ運ばれてきた自動車を自動車専用船に積み込む回送運行が行われている。

このように、三河港の当該地区は、我が国の自動車輸送の「ハブ港」として重要な機能を果たしている。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

車両を傷つけず容易に脱着できる回送運行許可番号標として、平成 15 年に構造改革特別区域制度として合成樹脂製プレート（柔軟化プレート）を導入し、平成 17 年からは全国制度として使用可能となっているが、紛失を防ぐために車体にしっかり固定する必要があり、稀に車両を損傷させるリスクもあることから、回送運行許可番号標の取り付け作業には細心の注意を払う必要があり、後面の取り付けを免除されることで、作業効率化、コスト縮減及び車両損傷のリスク軽減が図られる。

世界有数の自動車港湾である三河港は、回送運行台数が非常に多く、埠頭の近隣に整備工場やモータープールが立地していることから、回送運行時に公道の走行時間が短く、回送運行許可番号標を必要とする距離も短いため、脱着作業時間の短縮による効果は大きいと考えられる。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

三河港が自動車港湾として発展を続けていくためには、自動車物流の効率化が非常に重要である。後面の回送運行許可番号標の表示を省略することにより、自動車の回送運行作業の円滑化・効率化を図ることが可能となり、自動車物流の効率化による自動車取扱量の増加など、三河港の更なる振興と発展を目指す。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

内外の有力自動車企業の輸出入拠点形成する三河港においては、自動車輸出入等に伴う回送運行業務に関する規制を緩和することにより、作業時間の短縮による企業のコスト削減や事務量の削減、さらには他の業種の作業時間の拡大にもなり、地域の企業生産性が高まり、企業経営の効率化が図られ、全体として港湾の流通機能の向上と強化に繋がる。

#### 8 特定事業の名称

1 2 3 0 回送運行効率化事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1230 回送運行効率化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

この計画において定める区域において回送運行を行う事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日以降

### 4 特定事業の内容

#### ① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、回送運行許可を受けた者

#### ② 事業が行われる区域

i 三河港神野地区（豊橋市神野ふ頭町、神野西町一丁目）及び神野地区に接続する道路並びに明海地区（豊橋市明海町）の道路のうち別添「回送運行経路特定図」のとおり指定された区間

ii 三河港蒲郡地区（蒲郡市浜町）の道路のうち別添「回送運行経路特定図」のとおり指定された区間

#### ③ 事業の実施期間

構造改革特別区域計画が認定された日以降

#### ④ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

②で指定する区域において、国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成30年9月28日国土交通省令第76号）の規定に基づく回送運行許可番号標の表示を認める。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、回送運行許可を受けた事業者が、構造改革特別区域内の別添「回送運行経路特定図」のとおり指定された区間において、

自動車運送船からの陸揚げ地点・自動車運送船への積込み地点と自動車の整備工場・駐車場等間又は駐車場等間の回送運行をする場合は、回送自動車の前面に回送運行許可番号標を取り付けたうえで一定の代替措置を講じることにより、後面の回送運行許可番号標の表示を省略することが可能となり、回送運行の効率化が図られる。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合の代替措置

回送経路が公道横断のみの場合、回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾には回送自動車の運転手を運送する足車が随走する。また、回送自動車の運転手は、公道を走行する一般車両等の通行を優先し、目視による安全確認を確実にを行い、回送自動車の隊列が崩れないようにする。

(2) 回送経路が公道横断以外の場合の代替措置

回送経路が公道横断以外の場合、回送運行を行う事業者は、回送自動車の後面の視認可能な位置に回送運行事業者毎に割り当てられた数字等、回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。なお、表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う事業者の任意とするが、回送自動車の背後から表示内容の識別が可能となるように表示する。